

## 1. 開 会

○下田会長 年度末の忙しい中の時間調整をありがとうございます。

定刻になりましたので、令和元年度第2回札幌市公文書管理審議会を開催したいと思います。

まず、初めに、事務局から報告事項をお願いいたします。

○事務局（榎行政部長） 皆様、お疲れさまでございます。

行政部長の榎でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

例年、この時期の審議会では、今年度末に保存期間が満了いたします簿冊の廃棄あるいは移管につきまして、委員の皆様から御意見を頂戴いたしまして、札幌市の最終的な判断に反映させていただいているところでございます。

昨年12月中旬に皆様に資料をお送りさせていただきまして、御質問などを既にいただいているところでございます。これらの回答、説明につきましては、本日の議題の中で御説明をさせていただきます。

御審議のほどをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず、委員の出席状況から御報告させていただきます。

本日は、郡司委員より欠席の旨、御連絡をいただいております。

委員の定足数につきましては、過半数の出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

続きまして、本日の資料につきましては、総務課長より確認をさせていただきます。

○事務局（柳沼総務課長） 総務課長の柳沼でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、次第の下に資料1と書かれました移管決定までの経過についてという両面の資料でございます。こちらは皆様には既にお配りをしているものでございますが、数値が一部変更となっております。最新の数値に更新したものをお配りさせていただいております。続きまして、バインダーの資料でございますが、こちらをお開きいただきますと、資料2といたしまして、令和元年度末に保存期間が満了する簿冊の移管指定状況と書かれたものでございます。こちら皆様には事前にお送りさせていただいておりますけれども、一部修正がありましたため、表紙につきましては、修正したものをお配りさせていただいております。修正箇所につきましては、こちらの資料の別紙1というインデックスをつけさせていただいておりますが、こちらに修正の一覧を添付させていただいております。続きまして、資料3といたしまして、令和元年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄予定一覧でございます。こちら皆様には事前にお送りさせていただいておりますが、一部修正がありましたため、表紙は修正したものをお配りさせていただきました。修正箇所につきましては、下のほうに別紙2と書かれたものがついていると思っておりますけれども、こちらに修正一覧をつけさせていただいております。最後に、皆様からいただきました御質問とそ

の回答について、資料4として本日お配りさせていただいております。

資料については以上でございますが、添付漏れなどはございますでしょうか。

それでは、資料の説明は以上でございます。

## 2. 議 事

○下田会長 それでは、議事に入ります。

令和元年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定（公文書館への移管又は廃棄）の確認について、改めて事務局から資料の御説明をいただいで進めたいと思います。よろしくお祈いします。

○事務局（高井公文書館長） それでは、まず、資料1、移管決定までの経過についてというA4判の縦書きの資料について、私から御説明いたします。

これは移管決定までの大体のスケジュールと概略的な数字についてとなります。

まず、①ですが、昨年6月までに、令和元年度末に保存期間が満了する予定簿冊のうち、延長するものはありますかということで全庁に聞いた結果、1万3,422冊が延長に回るということで、満了予定は12万2,654冊だったので、延長に行く分を除いた10万9,232冊につきまして、延長しないので、廃棄するか移管するかのどちらかになるということで、公文書館と各課でどうするか検討のうえ、移管指定をいたしました。

その結果は、1ページ目の②のそれぞれの表にあります。

公文書館のみが指定した場合、それから、各課のみ指定した場合、両方で指定した場合というのはありますけれども、この10万9,232冊について、それぞれ選別を行いました。

裏面に行きまして、③ですが、大体7月から11月ぐらいにかけて、それぞれの移管指定を突き合わせまして、意見が違うところを協議していきます。

その結果が④になります。結果として、移管すべきとなった簿冊が571冊、それから、延長ですけれども、当初の1万3,422冊に、この協議の間に延長に変更したというのが1,416冊ありましたので、これが加わって1万4,840冊、残りが廃棄ということになりました。満了予定の12万2,654冊の取り扱いについて、この時点で決まりました。

それから、571冊、延長する1万4,840冊、廃棄する10万7,243冊について保存期間別の表が次の下の表であります。

参考に申し上げますと、移管指定簿冊というのが571冊とありますけれども、去年は427冊、その前は459冊、その前は450冊ということなので、過去3年の中では今年が多いほうかと数字的には言えます。

それから、延長につきましては、去年は3万件を超えたというのは、延長の判断のタイミングがあったと思いますので、余り参考にならないのですけれども、一昨年とほぼ同じ数字です。

廃棄に回る冊数は、今年度は10万7,245冊ですが、ちなみに、去年は10万4,382冊、その前が10万5,604冊、その前が11万5,672冊ということなので、特に大きく変わったということはないと思われまます。

以上が資料1についての説明です。

続きまして、資料2は、ファイルにつづられています最初のリストになります。

これは、今、申しあげました移管すべきというふうに決定した571冊についてのリストです。

個々の内容については、今ここでは省略させていただきますけれども、1ページ目の今年の全体的な傾向で申しあげておきたいのは、該当基準が大体満遍なく数字が上がっているのですが、契約工事設計等で169冊という数字が出ています。これは実は数字的には非常に珍しいところです。

これは何かというと、平成26年に、工事契約、契約工事設計等の中で、地質調査に関するものは移管対象にするという基準の追加を入れたのです。要するに、地質調査、土質調査の成果品は移管対象と決めていたのですが、いろいろな局でその成果品が出てきたときに、私たちもそこは気をつけて移管指定するのですが、ほとんどが現用延長に回っていましたので、実際に移管されることはありませんでした。ただ、今年、水道局から約150冊の調査の結果の簿冊が移管されることになりました。

リストの後半に出てくるのですけれども、作成課は水道局給水部工事課で、21ページの88番からずっと調査関係の簿冊です。これが、29ページの242番まで行くのですけれども、これが今申しあげた地質調査、土質調査の簿冊です。

完結年度を見てもらうと、結構多岐にわたっています。1970年代から2000年台となっていて、保存期間は10年となっているのですけれども、実質、もう30年、40年以上、水道局が保管していた簿冊です。水道局にお聞きしたところ、水道局としてもたまってきて今後どうしようかと考えていたということです。一方で、この種の調査物は、ほかの部局がやる調査とどうなのですかとお聞きしたら、大体どこも同じようなものということなので、きっとこれはある局だけのものではない、使い勝手があるということで、移管してもらったものです。これだけまとまった数が入ってきたというのは今年初めてです。

資料2までの説明については以上とさせていただきます。

○事務局（柳沼総務課長） それでは、私から、資料3の概要につきまして御説明をさせていただきます。

資料が膨大なものですから、中ではなくて、大まかな数値の説明をさせていただきたいと思えます。

今年度末に保存期間が満了して来年度に廃棄される予定の簿冊のうち、10年以上保存された簿冊の一覧表が資料3でございます。

先ほど申しあげましたとおり、資料3には修正がございます。

これは各原局から廃棄ではなく延長にしたいとの申し出を受けまして、修正が必要となったものでございます。

なお、事前にお渡しした資料とページ数や整理番号にずれが生じてしまいますので、今回は表紙のみ新しい数字に修正をして、修正した内容につきましては、後ろの別紙2ということで、延長を新たにかけたものについて、一覧をつけさせていただいております。

主な修正点につきましては、表紙の右下に記載がありますように、委員の皆様へ事前にお送りした資料に掲載した簿冊がございましたが、そこから保存期間の延長ということで24冊ございまして、その部分の数字が変わっております。合計数字につきましては7,211件で、これが今回御審議いただく簿冊の件数となっております。

保存期間別の内訳でございますけれども、その上の資料に書いてございますが、①として保存期間30年のものが2,020件、保存期間11年から29年のものが78件、保存期間10年のものが4,368件、そして、④としまして、もともと簿冊をつくったときには10年未満の保存期間を指定しておりましたけれども、実際に10年以上の保存となったものが745件となっております。

こちらにつきまして、今回、御審議をいただきまして、廃棄妥当という意見であれば廃棄され、移管あるいはまた延長が妥当であるという御意見をいただいた場合には、廃棄を取りやめ、移管または保存期間を延長するなどの検討をさせていただきたいと思っております。

資料3につきましては以上でございます。

○事務局（高井公文書館長） それでは、資料4に入ります。

資料4-1と資料4-2とありまして、順番が逆になるのですが、資料4-2の山本委員の質問から説明させていただきます。重複しているところと関連しているところがあるものですから、こちらからまず説明させていただきます。

資料4-2で、まず、1番、スポーツ局の平成3年札幌ユニバーシアード冬季大会に関するお尋ねですが、平成3年、1991年3月に札幌で学生のオリンピックという言われ方もしますが、ユニバーシアード冬季大会という大規模なスポーツ大会が開催されました。そのときの簿冊ですが、この推進協議会というのは大会そのものの起案や原義というものではなくて、主に商工会議所との打ち合わせ用の資料などが中心でした。

また、大会招致にかかわる簿冊というのは、1冊はもう既に当館に移管されておりました、今年度も2冊移管される予定です。

さらに、まだ現用で残っているのが10冊程度ありまして、そちらをとれば十分ということで、今回こちらは移管対象としなかったというものです。

それから、2番目の世界・食の祭典経過記録ですが、これは、昨年、数十冊について移管選別を行って、そのときに一緒に簿冊も見ています。結果としては、去年もありましたけれども、ほとんど担当者の雑多な手持ち資料をまとめたようなファイルだったということで、移管対象とはしていません。どうも登録されている名称どおりの内容ではなかつ

たということでした。

ちなみに、市議会の経過というのは、ほかで何かわかるかということ、例えば、札幌市議会小史という議会事務局でまとめたものがあるのですけれども、そこで5ページ余りにわたって記述があるのと、あとは市議会で会議録検索ができますので、これであれば、市議会の経過というのは大分把握できると思います。

次のページへ行きまして、スポーツ局のファイターズ優勝パレード関係のつづり4冊です。

ファイターズがリーグ優勝した場合に優勝パレードをするというのが慣例になっているのですけれども、最初に行った2006年度、平成18年度の簿冊は当館にもう既に移管されています。次の年、2007年度の方は、去年満了いたしまして、移管としないで廃棄となっており、その次に来るものがこの2009年の簿冊でした。

事業の最初はとるということで移管したのですけれども、これをどこまでとるかというのは判断が難しいところで、大体同程度のものがやられているということで、当館としては最初の簿冊だけとったということです。それと、調べてみますと、2006年度の簿冊は8冊あったのですけれども、3回目ぐらいになるとだんだん減ってきていまして、さらにその後になると、まだ登録されていないので、やるほうも回数を重ねるごとにだんだんなれてきたというか、省力化しているのかなというところがあります。ということで、今回は去年に引き続き、移管対象としなかったということです。

それから、次に、中央卸売市場の二つの協議会の会議録ですけれども、両協会とも市場内の定例的な会議で、今までも移管対象としておりません。さらに、今は5年保存に変更されています。ということで、今回も移管対象とはしておりません。

それから、次は、3ページ目になりますが、交通局の教習所所史は、確かに私もタイトルを見て、この教習所の歴史を書いたものかなというふうに思ったのですけれども、実際に内容を確認すると、どうもそういうものではなく、毎年の教習や行事をまとめているものとのことでした。

ちなみに、去年も廃棄リストに出ていまして、移管対象としていないので、廃棄しております。

次の建設局道路課の道路広報用写真収集業務というものですけれども、これは我々も本当に写真が成果品として入っているものであれば、記録写真ということで、いつも気をつけているのですが、これについては、要するに、写真を撮るための業務委託に関する簿冊ということで、移管対象とはしておりません。

続きまして、下水道河川局の埋蔵文化財の試掘調査に関する簿冊です。

埋蔵文化財の記録ではないかということですが、市民文化局に文化財課というところがありまして、ここでは、毎年、調査記録を冊子にまとめています。年度でまとめていたり、それから、その場所ごとにまとめていたりするものがありまして、実際にこの年度の調査報告書を確認すると、この二つの試掘調査の概略の中身も出ておりましたので、それで十

分であろうと。しかも、これは下水道河川局ということで、恐らく河川系の工事をするときにたまたま何か出そうだということでやった調査に関する簿冊です。埋蔵文化としての内容は、埋蔵文化のほうの報告書に出ていると思います。

ちなみに、一番下の苗穂小学校の埋蔵文化財の試掘にどうして下水道河川局がかかわったのだろうかと思って調べたら、小学校のグラウンドの地下に貯水池をつくるという工事をやろうとしていたということで、それで下水道河川局がかかわったということが埋蔵文化財の調査報告でわかりました。

一旦、これで終わりにしたいと思います。

○下田会長 量が多いので、ここまで、御意見、御質問等あれば、いただきたいと思いません。

私から、一つ、今の山本委員の御質問に対する回答の中で、前回のときは廃棄した、今回また出てきたということだったのですけれども、私たちが連続性を意識して見るということは非常に難しいと思うのです。ですから、例えば、こういったものに関しては、一定のルールを先に示した形の中で出来ればなお良いと思いました。本当は、去年も保存したほうが良かったといったことが起こらないようにする方法は何かありますか。

○事務局（高井公文書館長） まさに、それは、我々が選別をするときに、担当もかわりますので、初めて見る簿冊というのがやはりあります。それが出てきたときは、毎年、どうして選別した、しなかったという経過を必ず残していますので、もし同じ題名の簿冊が出れば、ちなみに前はどうしたということは毎回確認しています。それは内部的な話ですから、選別するときには全て言うと膨大な量になってしまっているのですけれども、その中で、実は去年もお話ししたのですが、例えば、ある事業の最初はとる、後はとらない、それから、主務課はとる、それでないのはとらないというような、ある程度、一般化して言えるものはどんどん公表していきたいとは思っています。

とりあえず、今はそのような説明しかできないのですけれども、なるべくわかりやすいような形にしたいと思います。

○下田会長 山本委員は、これでよろしいですか。

○山本委員 山本です。

教習所所史は、去年も見たなという記憶でつけたのですけれども、やはり原局での書き方だと思いますが、簿冊の名称が余りにも抽象的過ぎます。何々関係つづりといっても、さらにその下の何をつづっているのか、担当者の事務の打ち合わせの資料なのか、それとも、行事のときの写真のつづりなのか、そういうことが簿冊名からは全く一切わかりません。ですから、同じような繰り返し、選別案を見ても繰り返しの質問になってしまうなどという感じがします。

○事務局（高井公文書館長） これも似たような指摘は以前から受けているのですけれども、簿冊名称のつけ方というのが一つあります。確かに今おっしゃるとおりですし、実はこういう大きな題や漠然としたものというのは我々も毎回ひっかかるのです。

一つは、札幌市の文書システムの登録の仕方にもよるのですが、前の年に登録していたのをそのまま割と簡単に複写できてしまうというのもあるのです。そうすると、年度がわりで人もかわって割と忙しい時期ですと、前例踏襲というか、そのままやってしまうことはあるかなと思います。

ただ、それをやられると、私たちも毎回同じような疑問を持つので、何とかそこはもう少し具体的なわかりやすい名称というのはいろいろな機会で言っていくしかないかなと思います。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 補足させていただきます。

簿冊の名称をわかりやすくしなければならないというのはこちらでも考えておりまして、規則の中でも簿冊の名称は、事業の内容、簿冊の中身がわかる内容にしなければならないということを明記しております。研修等を通じて、簿冊の名前は自分だけがわかればいいというものではなく、周りの職員もわからなければならないし、この簿冊の名前というのは市民の方にも公開しますので、市民の方もわかるような名前にしてくださいということは、周知しているところなのです。ただ、まだ徹底し切れてないところがございまして、本当に申しわけございません。

簿冊の登録については、毎年、来年度の簿冊を登録してくださいということで、こちらから通知を出しております。これから通知を出す予定ですが、簿冊の名前については、今のままだと前年度のものを複写するような形になってしまうのですが、わかりやすいかどうかいうのも、自分たちの基準で考えるのではなくて、市民も含めてわかりやすい形になっているのかということで、いま一度検討したうえで登録してもらおうというふうに働きかけていきたいと思っております。

○下田会長 今回の関連で、保存をするときに、図書館で言えば、件名のような、概要をあらわすことができる用語を、例えば、こういうものについては、名称にこういうものを加えたほうが良いというような指導はしていますか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） なかなか難しいのですが、例えば、具体的なポイントとしては、事業の内容や性質をあらわす言葉、キーワードをなるべく考える、それも一つだけではなくて複数のキーワード組み合わせるような形でつけていくと、よりわかりやすくなるというような、抽象的な言い方にはなってしまうのですが、そういったポイントなんかを示しております。

○下田会長 データベースで言えば、シソーラスのような標準の用語を共通に持てば、部署が変わっても同じ内容のものは同じ言葉であらわすことができます。そういったことの可能性はありますか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 札幌市の場合はかなり細かい分類を設けているので、簿冊の名前ではなくて、分類である程度そういう用語というのを考えたいと思います。ここでは簿冊名称の中には分類まで示していないのですが、例えば、総務とあって、その中に文書があって、その文書の中のこういうことという部分は共通の用語を使ってい

る状況です。一つ一つの簿冊の名前のつけ方について、こういう用語を使いましょうというものまでは示せていない状況ですけれども、今後そういったことも含めて考えさせていただきたいと思えます。

○下田会長 ほかにご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○下田会長 それでは、次をお願いします。

○事務局(高井公文書館長) それでは、資料4-1の郡司委員の質問に対する回答について御説明いたします。

まず、最初に、1ページ目の行政部の本人情報の公開に係る本人確認方法についてというのは、個人情報の取り扱いについて、実際に本人であるという確認をどうとるかというものですけれども、簿冊の中身自体は全庁に通知した内容でした。当時のハンドブックにこの辺の手順が詳しく書かれていたので、マニュアルとしてはそちらのほうがあるので、この通知だけのものは移管しなくてもいいだろうという判断をしました。

それから、次の二つですが、同じく行政部行政情報課の公文書公開審査会の関係の簿冊です。

この審査会は、情報公開があつて一旦公開した後に、開示内容に不満、不服等が出た場合、それが妥当かどうかを審査するための有識者の会議です。今もそれを引き継いだ後継の審査会があると思いますが、恐らくその第1回目の審査会の関係の簿冊だろうということで、私どももどうするかを考えたのですけれども、たまたま行政資料で札幌市の情報公開という冊子が出ています。これは運営状況を説明した資料なのですが、その中に、まさに第1回と第2回目に何を審査したかというのがありまして、1回目は運営要領の決定と会長等の選出、2回目は制度の実施状況が一応審議項目となっていました。どうも、このときはまだそういう不服というのは出されていなかったようで、実質的に不服に対して何か審査したという会議ではありませんでした。ということもありまして、初回ではあるのですけれども、移管対象とはしなかったと。

それから、今後どうするかというものにつきましては、不服に対しては市長から諮問という形で審査会におりまして、審査会としてはそれを答申という形で返すという方向は今でもやられていると思うのですが、この答申があることで、その当時の会議の判断が大体わかるのではないかということで、今後も答申があるものについては対象としないという考えではあります。

次に、2ページ目に行きまして、ユニバーシアードについては、先ほどの説明のとおりです。

それから、その下の情報システム部の計画という簿冊ですが、これは確かに曖昧としていたものだったのですけれども、中身はテレピア、ニューメディア構想の計画ではあったのですが、移管対象にしている別の簿冊があります。こちらは、それよりもっと細かい関係のケーブルテレビの施設や光ファイバーの計画実態で、要するに、選別して移管した



簿冊で十分だということで、こちらは移管対象としなかったものです。

次の3ページ目に行きまして、世界・食の祭典については、先ほど説明したとおりです。

それから、その下のまちづくり政策局のナンバーで言うと69番から78番、次のページの79番までがそうなのですが、これはほとんどが国勢調査であると思います。国の基幹統計ですが、こういう調査に関する簿冊は、以前から当館としては移管対象にならないということで原課に確認しているのですが、毎年、これは国のものなので、移管できないというふうに回答をいただきます。統計法という法律の中で、これら基幹統計の調査票等は、その統計以外の目的に使ってはいけないという条文があるので、多分、原課では移管しないのではないかと思います。

次に、4ページ目のナンバーで言うと114番から118番までですが、分区関連の資料です。

分区というのは、1989年、平成元年11月に手稲区と厚別区が誕生しているのですが、今回30年でちょうど保存満了になることが結構ありまして、選別を行いました。20冊程度は移管リストに入っていて、大体、中身を確認して、これもタイトルに惑わされた部分もあるのですが、分区の根幹にかかわるものについては移管対象として、それ以外の事務的、経費の支払いだけの簿冊は、ここにあるような形で移管対象とはしないという選別を行ったということです。

次の131番、135番は、大体共通しているのですが、北24条にあります札幌サンプラザを運営している財団に関する簿冊です。

その役員収入、予算・決算事業計画、それから、135番については、そこへの市の職員の派遣についての内容でした。

次のページの一番上の理事会資料も、同じ財団の資料でした。

後でも似たような財団が出ていますので説明しますが、財団関係というか、本市が関与した財団の簿冊については、一応、設立と廃止のときの簿冊はとるというふうに言っているのもありますが、これは時期的にいつでもそういう時期ではないので、移管対象とはしておりません。

それから、次の5ページのナンバーで言うと139番から142番です。

これは、一番上がかしわ学園という施設、ひまわり整枝園ですが、ひまわり整枝園は、肢体不自由児の通所施設です。かしわ学園は、知的障がい系の施設だったと思いますが、主に就学前に行くような施設の名簿類です。

これは、上3件については、結果的には延長になりました。ただ、140番だけは、実を言うと簿冊の登録としては、別の簿冊にも取り込まれていることになりますので、実質的にはあるのですが、恐らく整理すると簿冊としては一回削除されるかなと思います。

142番だけは、証明等には必要ないということで、予定どおり廃棄です。

171番も、タイトルがひっかかるのですが、中身は他都市の状況等をまとめた

参考資料程度だったということで、移管対象としておりません。

172番も、2年に1回、定例的に回答している提携の文書をつづられたということで、廃棄としております。

次の6ページに行きまして、235番から239番ですが、放射被爆にかかわる簿冊なので、当時のチェルノブイリの事故との関連はということなのですが、確認したところ、これは医療機関従事者の検査、測定の結果ということで、チェルノブイリとは関係なかったもので、移管対象としておりません。

それから、次の245番と246番も、当時の状況も含めて確認したところ、特に当時感染症対策が強化されたというようなことでもないということで、定例的なものだったのではないかなと思われまます。その後、保存期間も変更されたのですが、その経緯も今は原課としてもわからないということでした。

次に、一旦、302番までですけれども、これは個々の業者が事業を行う場合の許可申請などがつづられたということで、政策の全体像をつづったものではないということでしたため、移管対象としておりません。

続きまして、7ページになりますが、流通総合会館というのは大谷地にあるアクセスサポロのことで、確かに委員が指摘のとおり、1984年、昭和59年に開設しているのですが、簿冊の中身を見ると、先ほど言いましたように、団体の設立方針というものをつづられておりませんでした。ということで、移管対象とはしていません。

ちなみに、事業計画と予決算は、毎年、秋の3定の議会で、法人の経営状況を説明する書類が冊子上に出るのですが、出資割合4分の1以上が該当になりますので、大体そこに出ている内容ではあります。それということで、今回この簿冊についてはとらなかつたということです。

それから、7ページの下の方の304番の日本関税協会というのですが、これは日本関税協会というのは、国、今は財務省所管の公益財団法人ですが、やっている内容を見ると、関税政策に係る情報収集と提供というようなことで、どうして本市がとは思ったのですが、実際に中身を見ると、自治体は入会金も免除ですし、年会費も今は4万8,000円程度だということです。

質問にあったように対外貿易に積極参加するためだったものかどうかということで、当時の事業概要等を調べたのですが、特にそのようなことでこれが出ていたわけではなく、当時、対外的な商工業の振興は何をやっていたかということ、販路の拡大促進等というので、見本市をやろうというのが出ていた程度でした。ということで、一つは御指摘のような大きな流れの中ではないということと、そういう団体に加入したぐらいのことで、出資したというわけでもないで、この簿冊は移管の対象とはしておりません。

次の8ページが一番上の簿冊です。

今度は国際見本市ということで、札幌独自の団体が設立されまして、設立時の起案なのですが、これは微妙なのですが、なぜ設立するかというような中身がなくて、本当

に案内状程度だったということで、移管対象とはしませんでした。

次の310番と312番は、6ページの302番と同じ内容で、個々の業者の許可申請だったということです。

それから、325番は、北海道トラックターミナルへの収支関係という簿冊です。

これも札幌市が関与する団体ではあるのですが、まず、札幌市が関与したのが昭和46年1月ということで最初ではないこと、それから、出資割合は今も変わっていないと思いますけれども、16.7%ということで、特に開始時期ではないということで、今回は対象外としております。

それから、次の320番と327番は、先ほど言いましたアクセスサッポロの次の年度の簿冊です。

これは内容的に言うと、昭和58年度、59年度は、前の簿冊より事業決算だけだったり、公衆電話の設置に係るというような内容だったりしたので、移管対象にはしておりません。

次に、331番から地下街に関する簿冊が数ページ続くのですが、地下街と札幌駅周辺に関する簿冊です。

これは、結論から言いますと、地下街に関する簿冊については、今回、全体像にかかわるような内容のものは移管対象としています。基本的には、個別の事業については、原則とも相談して廃棄しても大丈夫だろうということで、特に移管対象とはしておりません。

それから、もう一つは、今も生きているような施設の簿冊は移管対象としております。

これで、大ざっぱなのですけれども、12ページまで、ほぼ同じような内容なのと、11ページが個々にそれぞれ理由が違いまして、これだけではないですが、先ほど写真の業務のところで説明しましたけれども、ある業務委託の成果品がすごく移管対象になるのではないかなと思って調べると、実際はその業務を委託するという経費だったり契約だけの伺いだったりする簿冊が結構あります。これもタイトルに引っ張られてしまうのですが、中身は本当に成果品もついていないし、本当にいつどこで契約したというのしかないので、そういう簿冊は移管対象にしていないです。

それが11ページの345番と360番がそういう例なのですから、業務委託の契約に係る文書というのはそういう意味です。

あとは、個別にいろいろありますが、お読みになっていただきたいと思います。

地下街に関しては、実は管理主体は札幌市ではないということで、管理主体との査察や打ち合わせのものは移管対象としておりません。

12ページもいろいろありますけれども、個別だったり、国の監査だったりなど、地下街と全然関係ない、356番の野外ステージの簿冊なんかが出てきますが、これもかなり個別な話かなということで、移管対象としていません。

それから、その下の観光幌馬車についてですが、開始したのは1978年、昭和53年ではないかと思うのですが、これは民間の方が始めたもののように、札幌市として

はこの簿冊については、道路管理上の処理をただけということで、幌馬車の根幹に直接かかわるものではないということで、対象とはしておりません。

それから、822番と823番ですが、がけ付近建築物処理簿というのがあります。

これは、去年も別の区のもので出ていまして、これはかなり個々の住宅の話ということで、移管対象としておりません。

次に、13ページの857番からずっと続きまして、15ページの875番、消防局の指導関係通知通達ですが、実は全部延長に回りました。

次に、15ページの909番、豊平区的美園・シンガポール姉妹提携関係書は、私どももタイトルで、こんな姉妹提携をやっていたのかということで確認したのですけれども、ここに書いてあるとおり、昭和46年に留学生がきっかけとなって美園地区とシンガポールのある地区が何かそういう提携を結んだ事実はあるようです。

これは、実は、私も選別のときにこの話を聞いて記憶に残っているのですけれども、この扱いをどうするかというのは意見のあるところかもしれませんが、一つは事実を聞いていくうちに、やはりすごく小さい地域の交流であつただろうということと、提携してから時間がたってからの簿冊であります。だから、これについては、移管とはしなかったということになります。今これがどうなっているかというのがわからないのですけれども、やはり美園とシンガポールと書かれると迷うのですが、実は美園とシンガポールのある地区の交流だったということで、公式な札幌市の国際交流とまでは言えないのではないかと思います。という判断をしたところですよ。

次に、1367番から、続きまして、16ページまで、行旅死亡人や遺骨保管台帳です。

行旅死亡人というのは、以前も話が出たと思いますが、札幌で亡くなって、なかなか連絡先がない方、昔だと行き倒れと言えたのですけれども、今はもう少し違う言い方をします。こういう方が亡くなった場合の遺骨の処理ですが、これは平岸霊園にそれらを処理した別の台帳があるということですので、移管対象とはしませんでした。

次に、17ページです。

まず、4件ほど、はまなす国体についての簿冊があります。

はまなす国体は、平成元年の秋、北海道で行われた国民体育大会です。札幌もメイン会場になったのですが、まず、この簿冊については、教職員課ということで、教職員を大会の業務につかせるための簿冊だと思っています。私は、オリンピック関係でもこういう簿冊を見たことありますけれども、そういう場合にちゃんときちんとして処理を残しているというのは教職員課では割とあることです。ということで、国体そのものの主務課ではないということで、移管対象とはしておりません。

ちなみに、国民体育大会というのは、ほかのところかというと、例えば、冬の国体とかを札幌でやっていたりしているのですが、やはり主催が札幌市ではなくて、一つは北海道、それから、日本スポーツ協会、昔の日本体育協会ですが、文科省の三者でやるということで、別な大会の資料を見たのですが、やはり北海道から何かを受けるという形で仕事が始

まっていることが多いようです。

次に、1527番、琴似屯田兵の菜園実施業務で、これは先ほど言ったような例で、業務委託に関するものだったので、移管対象とはしていません。

それから、その下のアシリチェップノミ実施書ですが、アシリチェップノミというのはアイヌの方の新しいサケを迎える行事だそうです。この簿冊については、延長することになりました。

それから、埋蔵文化財保護関係ですが、先ほども埋蔵文化財の試掘のところでお話ししましたけれども、埋蔵文化財については、かなりきちんとした報告書が出ていますので、そちらが主だろうということです。ですから、これはそれに関する事務的な内容も含めた書類かなと思うのですが、報告書で十分だという判断をしました。

それから、その下の二つ、解読筆耕関係綴、新聞調査関係綴というのは、当館が昔、文化資料室時代にやったものです。これも、支出関係事務のものでしたので、廃棄としております。

次に、18ページですが、恩給関係の簿冊です。

これは、毎年度、定例的にやっている仕事の簿冊でしたので、移管対象とはしていません。

それから、その次の145番から、次のページの一番上の153番までですが、国際園芸博覧会関係綴りという簿冊です。

これは去年もありまして、結局、この博覧会はやらなかったのですけれども、その検討経過の資料の簿冊です。一昨年になりますが、私も現物を見て結構いろいろなものがあつたのですけれども、ここに書いているように、ホームページに当時の経過記録というのがかなり出ています。今持ってきているのですが、半分ぐらいは議会の議事録で、これだけの量がホームページに全部出ています。これが非常にわかりやすいのと、簿冊自体が計画に対応しているわけではなくて、例えば、ある個別の研究を委託するとか、アンケートをやるといったものの関係の書類がつけられていたので、逆に言うと、ホームページを見るとすごくすっきりわかるという判断をして移管とはしていません。

次に、19ページの197番から201番は、確かに国の事業ではあるのですが、札幌市の新まちづくり計画で活用したものなので、ほとんどが事務処理にかかわるものだったということで、移管対象としていません。

次に、19ページの293番から、これは24ページまでずっと続きまして、危機管理対策の簿冊で、ほとんどが10年物です。

これは質問というか、御指摘で、30年保存の簿冊で全てカバーできるのかという内容だったのですが、危機管理の防災対策というのは、平成22年ぐらいに、地域防災計画ができて、2009年ということは、恐らくそのときの簿冊かなと思うのです。そのとき、当然、そういうPRもされています。

危機管理関係の防災関係の情報というのは、市のホームページですごい量が今も出てい

ます。それから、危機管理対策室自体の簿冊状況を見ると、かなり古い簿冊も持っています。ということで、そちらをメインにとればというのがあって、それを10年物で移管する必要ないかということですが、防災、災害対策というのは、例えば、平成22年の後に26年9月に豪雨というのがあって、そして、もう一昨年になりますけれども、胆振東部地震があって、多分、災害があるごとに書きかえていっていると思うのです。ですから、新しいものに前のことがちゃんと反映されているというか、そうでなくてはならないものだと思いますので、この10年物については、当館としては、今残っているものを絶対移管しないというわけではないですけれども、今回はとらなかつたということです。決して10年だからとらないというわけではないのですが、一応そういう判断をしております。

それから、次は、26ページです。

土木部道路課のものですが、まず、上二つは、先ほど申し上げましたように、業務の依頼や委託に関するもので、成果品である写真等がなかつたということで、移管とはしていません。

その下の二つもそうです。

26ページの7番は、当館の一つの基準で去年公表しましたけれども、主務課でないということでとらなかつたものです。

それから、8番については、新まちづくり計画で内容が確認できるということであったということで、移管対象とはしていません。

その下の二つ、今後の道路整備の方向性に関する云々ということなのですが、結果として、これは実は担当者個人のものだったということなので、移管対象としていないのですけれども、タイトルがいかにも今後の道路の方針を決めたようなものだったので、どうかかなと思っていたら、委員会名も長いですし、報告書も長いですが、どうもこれに当たるだろうという方向性のものがホームページに結構な量で出されていました。それ以前に担当者個人だったので、移管にはしていません。

27ページの11番もそうです。

12番の簿冊は、新聞等の情報ということで、移管対象としていません。

それから、その下の下水道河川局の河川環境自体関係綴りは、指針自体が行政資料でありましたので、それで十分だろうということです。

次に、28ページです。

これは、質問の内容が長期保存した要因はということですが、特に上のほうはもう20年以上たっていて、今の担当者でもはっきりわかりません。ただ、言えるのは、この種のプランが区独自で最後まで行くということは通常ない、ほかにどこか反映されているということで、とりませんでした。

それから、財政改革起案綴りというのも、ここだけの財政改革であれば、規模としては小さいということと、全庁であれば主務課がほかにあるということで、とりませんでした。

それから、次の390番から397番、子育て支援の待機児童問題への解決策かということですが、原課に確認したところ、待機児童対策というのは、このときだけではなくて、その前も今も行って、今のほうがさらに事業拡大しているということで、原課としてこの年度のものだけ使用することは特にないということでしたし、当館としても、そういうものであれば、特にこの年度が特異ということもないのであれば、移管対象とはしておりません。

次は、398番から、次のページの402番です。

これは介護保険にかかわる簿冊で、介護保険法改正に係る簿冊ではないかということですが、原課に確認したら、その改正にかかわるものではないということでしたので、移管対象とはしておりません。

最後の三つもそうです。

かなり大雑把になりましたが、以上で説明を終わります。

○下田会長 それでは、かなり量が多いですけども、どこからでもいいので、御質問なり御意見をいただきたいと思います。

一つ、21ページというか、その前からまとまっているのですが、防災計画やハザードマップは行政刊行物で代替可能であると説明がありました。この行政資料としての防災計画やハザードマップはかなり頻繁に変わりますよね。去年も各区で変わっていると思うのですが、どこかできちんと保存していると確認できているのでしょうか。

○事務局（高井公文書館長） 基本的に紙で出されたきちんとした市政刊行物は、大体、ルールで、公文書館だけではなく、図書館などに来るようになっています。

○下田会長 ここにも来ていますよね。

○事務局（高井公文書館長） 時期的にすぐかどうかというのは差があると思いますけれども、来ています。

○下田会長 今日は御質問いただいた郡司委員がいらっしゃらないので、このままスルーするわけにいかないと思うのですが、8ページの309番の国際見本市で、これが協会の設置の起案であったけれども、設立の趣旨等がなかったので、移管対象としなかったという説明でした。それは、その趣旨が載っているような資料というのがあったということでの判断でしょうか。

○事務局（高井公文書館長） これは確認していないのですけれども、必ずきちんと全てにあるかということ、それは団体ごとに違うと思います。思わぬところに出ていたりするのです。

○下田会長 そういう意味では、グレーだと思うので、ここで廃棄ということでもいいのかなというのが郡司委員の御質問だと思います。

○山本委員 一つは、郡司委員にこれだけ丁寧に見ていただいているので、郡司委員の日程に合わせて審議会を開くことはできなかったのか。

もう一つは、欠席された委員には、審議の結果というのはどのような形でお伝えしてい

るのですか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） まず、一つ目の調整についての件ですけれども、今回、日程調整で二転三転させていただきまして、本当申しわけございませんでした。

郡司委員が出られるような日程でできないかということで、いろいろ調整していたのですが、この時期はかなりお忙しいということがございまして、どの日程も調整がつかないような状況で、御欠席という状況になっています。

郡司委員には、こちらの回答書を、一旦、この後、お送りさせていただいて、今、館長から説明していただいた内容について、要望がありましたら個別にも説明します。その中で、いろいろ御意見をいただきましたら、それも皆様に御報告することは考えております。

○下田会長 どうでしょうか。ほかに何か御意見、御質問はございますか。

小幡委員、なにかございませんか。

○小幡委員 ございません。

○下田会長 今、山本委員からお話があったように、御質問に対する回答が結構量が多いので、ここで決めてしまって、郡司委員にお話をしてといても、また何か出てくる可能性はあります。そうであれば、今日はここでは審議はしたけれども、結論は出さなくて、一応こういう内容の意見が出ましたということで郡司委員には回答していただいて、次回までにそれまとめて、もし次回、郡司委員が出られなかったとしても審議ができるようにしたらどうでしょうか。そのほうがいいような気がするのです。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 郡司委員に説明をして、その内容また御報告するのは、このような場にしましょうか。いろいろな反応、御意見があると思うのですが、こういう場でお諮りしなければならないような御意見が出た場合と、そうではなくて、この説明でなるほどというふうに御納得いただけるようなケースもあるかと思うのです。そういった場合は、一旦、会長とも御相談させていただきますけれども、その旨を委員の皆様にメール等で御報告するといった流れでよろしいでしょうか。

○下田会長 どうでしょうか。ここで、一旦決めたという形の方がよろしいですか。それとも、もう一回開くということが可能であればもう一回開くことを前提にしてお話をさせていただく形のほうがいいでしょうか。山本委員と郡司委員の御質問、御意見以外についてはなかったのですけれども、どんなふうに進めたらよろしいでしょうか。

もし皆さんの中で異議がないということであれば、一旦、ここで異議なしということで審議したことにしてしまうこともできますが、そういう形でよろしいですか。

山本委員はどうですか。

○山本委員 日程が今年度もあと残り2カ月を切っていますし、さらに3月で決定することですから、その間で開くのはなかなか厳しいものがあると思うのです。ですから、事務的には、ここで審議をしていただいたということにするのが望ましいことになりますか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 日程については、もし今日いろいろ御意見をいただ



きましたら、3月中に開けないかということで調整することも予定はしておりました。皆様のご予定ももちろんございますけれども、この場で必ず絶対決着をつけるということではなくて、いろいろ御意見が出た場合は、こちらで持ち帰らせていただいております。あるいは、現物を用意して見ていただいたりするような機会も設けられればというふうには思っております。

○山本委員 やはり、質問者の郡司委員のコメントが出ていて、それを両方あわせて審議できるならいいのですけれども、コメントがない限り、それをこちらで判断して、今回、これで審議が終わるということにはできないのではないかと個人的には思います。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 一旦、私どもから郡司委員に御説明させていただきました。いろいろなパターンがあると思いますので、その状況をお伝えして、次回開催すべきかどうかというのをメール等のやりとりになりますけれども、御相談させていただくような形でもよろしいでしょうか。

○下田会長 もし実際にやるとしたら3月ですね。

○事務局（長尾文書事務担当係長） そうですね。

○下田会長 少なくとも、ここにいる委員の中で、3月の開催が可能かどうかだけは確認しておけばいいということになるのではないのでしょうか。

とりあえず、これに関しては、今ここではここまでということでもよろしいですか。審議了とはしないで、郡司委員にはお伝えいただいて、もう一度確認していただくという形でもよろしいでしょうか。

○片桐副会長 郡司委員の質問に対して、私たちがこの回答に納得したというふうになりますよね。その後で、郡司委員に対して、ここでこういう回答を出して、出席した委員の方々からは御了承いただいたという感じでお話しして、彼女も全部オーケーしたら、了承したということになるのですか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） まず、そういったお答えがあった場合について、そういうお答えでしたということでご報告しまして、その上で開かなければならないかどうかということを会長と御相談させていただくような形でよろしいでしょうか。

○片桐副会長 あるいは、メールの持ち回りの形もあると思いますし、郡司委員がこの回答に対して、是とするか、非とするか、いろいろあると思うのですけれども、これは絶対に残したほうがいいということであれば、その部分に関してだけ対面で会議をしなければならないということになるかと思いますが、そんな感じですか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） そのような形でよろしいでしょうか。

○下田会長 それでは、メール持ち回りの審議も含めてということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○下田会長 ありがとうございます。

それでは、これについては、そのように終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○下田会長 それでは、そのほか、何か事務局からございますか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 私からは、次の会議について、先ほどの続きになりますけれども、御案内させていただきます。

今、会長、副会長からもございましたように、私どものほうで郡司委員に今日の状況、説明内容を御報告します。その結果について、まずは、それぞれ御報告させていただいて、開催する必要があるとなった場合、今年度の3月中に開催をしたいと思っております。開催をするかどうかといったこと、あるいは、具体的な日程の調整については、後日御連絡をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

もし今回は開催しなくてもいいということになりましたら、次の開催については、来年度になりますけれども、夏ごろに開催させていただく形になります。

私からは以上でございます。

### 3. 閉 会

○下田会長 それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回札幌市公文書管理審議会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

#### ※審議会終了後の対応

##### ① 郡司委員へ報告

後日、事務局より郡司委員へ廃棄リストに対する公文書館の回答内容を送付し、回答内容について了解を得た。

なお、郡司委員より、以下のとおり要望等があったため、事務局より回答した。

##### (1) 措置決定済み簿冊の再確認について

###### 【要望等】

今回追加で延長された簿冊以外でも、入力処理漏れで、実際は現用延長という簿冊があるのではないのでしょうか。再確認をお願いいたします。

###### 【対応】

庁内各課に延長入力漏れがないか再確認を依頼し、延長依頼があった際には、簿冊名称も含め、御報告いたします。

##### (2) システム上廃棄された現用延長簿冊について

###### 【要望等】

延長入力処理漏れの場合、現物の簿冊が廃棄されなくても、システム上廃棄されると、目録公開システム上は廃棄となるのでしょうか。その場合、現物が存在していても、市民が閲覧を断念するケースがあるのではないのでしょうか。また、実際に廃棄する際、システム上すでに廃棄となっているのであれば、審議会の審議対象にならないという事態になるのではないのでしょうか。

**【対応】**

御指摘のとおり、システム上、保存期間満了時の措置を廃棄とし、延長登録せず保存期間満了となった場合、システムから簿冊情報が削除されます。ただし、急遽、措置決定に変更が生じ延長が必要となった場合などは、現物の簿冊とシステム上の簿冊情報の整合を図るため、各課に簿冊情報を再度、システムに登録するよう指示しております。これにより、公文書目録上で簿冊情報が再度、公開されるとともに、保存期間満了時に審議会の審議対象となります。

(3) 延長入力漏れ対策について

**【要望等】**

入力漏れが多くあれば、公文書管理の質を落とす要素となります。対策を講じていくことを検討いただきたいです。

**【対応】**

引き続き職員に対し、研修での周知徹底を図るほか、今後は、入力処理期限前等のタイミングで注意喚起を図ることとします。

② 札幌市公文書管理審議会各委員への報告

郡司委員への報告内容及び経緯を各委員に報告し、本年度の移管・廃棄の決定は、議題のとおりとすることについて承認された。これにより、令和元年度第3回公文書管理審議会は開催しないこととなった。

以 上